令和7年11月19日

県立都市公園等の売店等営業者募集要項

下記により営業者を募集しますので、営業を希望する方は、応募書を提出いただくようお願いします。

公益財団法人富山県民福祉公園 理事長 芝 田 聡

記

1. 募集概要

(1) 募集の目的

県民公園太閤山ランドをはじめ県立都市公園等(以下、「公園」という。)において 園内又は園内施設を使用する売店等(以下、「売店等」という。)を設置又は仮設し営 業することで来園者の利便性を高めるため、営業者を募るもの。

(2) 営業者との契約

公益財団法人富山県民福祉公園(「財団」という。)は、本募集により決定した者と 別途営業契約を締結する。

(3) 売店等の募集項目(詳細は、別紙1、2-1のとおり) 自動販売機:富山県五福公園9台

(4) 募集のスケジュールの概要

- 令和7年11月19日(水):公開、質問の受付開始(令和7年12月2日まで)
- 令和7年12月5日(金):応募書の受付開始
- 令和8年1月16日(金):応募書の締め切り
- 令和8年1月下旬 : 営業者の決定(予定)

2. 応募方法

次項に規定する「応募者の要件」を満たす者が、本要項第7項に規定する書類を財団に提 出する。

3. 応募者の要件

(1) 応募者の適格

次の①から④までのいずれにも該当しない法人又は個人であり、売店等を営業する者(以下、「営業者」という。)にあっては、次の①から④までいずれにも該当しない者を配置し対応させることができるものとする。

- ① 破産者で復権を得ないもの又は会社更生法若しくは民事再生法に基づく更 正若しくは再生手続中の者
- ② 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員
- ③ 富山県暴力団排除条例に関する規則第3条に規定する暴力団もしくは暴力

団員と密接な関係を有する者

④ 過去に都市公園内での営業において不誠実な行いのあった者

(2) 募集種別による応募者の要件

① 自動販売機(以下、「自販機」という。)

自販機を適切に運用し、商品の補充のために制服及び身分を明らかにする名札を 着用した補充員を臨機に公園に出動させられる者

4. 営業条件

(1) 営業契約の期間 別紙1のとおりとする。

(2) 各種許可の申請など

食品安全衛生法等関係法令を遵守し、営業するために必要な許可類は応募者の負担により処理するものとし、そのために必要な公園の改造については、事前に財団に図面を添付した書面により承諾を得て応募者の負担により改造するものとする。

(3) 営業に係る手数料 応募者が提示する率とする。

(4) 施設の整備と保全

- ① 営業にあたっては、公園及び売店等を清潔な状態に維持するものとする。
- ② 財団は、必要があると認めた場合は、売店内等を随時点検することができる。

(5) 営業日

別紙1のとおりとする。ただし、営業者は毎年度毎に事前に具体的な営業日を財団に 書面で申請し承諾を得るものとする。

(6) 営業品目

別紙1のとおりとする。ただし、販売品目の詳細については、営業者が決定した後に、 営業者は財団あて書面にて販売品目の詳細について承諾を得るものとする。なお、どの 売店等においても酒類は販売できないものとする。

(7) 公園管理との協調

- ① 公園で開催されるイベントや工事等により営業が一時的に制限される場合がある。
- ② その他、営業活動の詳細は仕様書(別紙3)によるものとする。

5. 売上手数料、売上報告

- (1) 販売実績額に応募者が応募書に提示した手数料料率を乗じた額を毎月末締め、翌月15日支払いとする。
- (2) 売上高に加え自販機に備え付けの販売品数のカウンター数を種類毎に、毎月末締め、 翌月 15 日までに報告するものとする。なお、財団が販売本数等の根拠となる資料等

を求めた場合は、速やかに提出するものとする。

(3) 自販機毎の年間売上高及び販売本数を毎年度3月末締め、翌月末までに報告するものとする。

6. 施設使用の制限

(1) 使用敷地

別紙2-2のとおりとする。

(2) 最大電力使用量、水道の使用、光熱水費の負担 別紙1のとおりとする。

7. 募集と審査

(1) 応募書

応募者は、次の書類を提出するものとする。

- ① 法人にあっては役員名簿(住所・氏名・ふりがな記載)
- ② 壳店等営業申請書(書式1)
- ③ 売店営業内容提示書(書式2)
- ④ 手数料料率提示書(書式3)

(2) 審査方法

財団が設定する手数料料率を超えた手数料料率を提示した者の中から、営業内容等を勘案し決定する。

(3) 決定通知

応募者に財団HP等で通知する。

(4) 質問

令和7年11月19日(水)から令和7年12月2日(火)までの間、下記宛先へ電子メールで送信する。ただし、売店等の設置場所の確認については各公園管理事務所(五福公園:076-432-5073)で直接対応する。

• 総務企画課川渕 info@toyamap.or.jp

回答は、財団の HP に掲載する。

注意:応募者は上記質問への回答の最終版(遅くとも12月4日(木)までにはHPに掲載)の内容を確認のうえ応募のこと。

(5) 応募書の受付開始及び到着の締め切り

令和7年12月5日(金)午前9時~令和8年1月16日(金)午後5時まで ※休園日(12/9、12/16、12/23、12/29、12/30、12/31、1/1、1/2、1/3、1/6、1/13) を除く

(6) 決定の予定日

令和8年1月下旬

8. その他

(1) 公園の原形復旧

営業者として公園を改造した場合は、契約期間満了迄に応募者の負担において原形に 復旧するものとする。ただし、翌年度も引き続き営業を許可された場合は、この限りで はない。

(2) 違約時の契約解除

本要項が規定する事項に違反して営業した場合には、財団は契約期間内であっても営業契約を解除できる。この場合、財団が被る損害については営業者にこれの補償を求める場合がある。また、その場合、その後に財団が募集する売店等の営業者選定に当たっては、財団は、富山県建設工事等指名停止要領第3条の処理に準じて、同条別表第1及び別表第2の「措置基準」を勘案して、以降の応募に考慮されることがあるものとする。ただし、同別表の「期間」の設定については、財団は要領が示す期間によらずこれを決定することがあるものとする。

(3) 現場確認

応募者は、必要があれば現場を確認したうえで応募すること。

別紙1

募集項目の詳細

募集種別	募集公園	売店名称又は 設置場所等	営業日 営業日数	形態	箇所 数·台 数	募集者数	営業契約、移動売店登 録、設置の期間			光熱水費 の負担
自動販売機	五福公園	野球場 陸上競技場 野球広場 スポーツ広場 中央広場	通年	設置期間において、営業者が自販機を設置、管理し営業するもの 災害対応型自販機については、 ①災害時に自販機内のすべての在庫飲料を無償提供するもの ②電気が供給されない状態であっても使用でき、また災害対応自動販売機と認識できるよう表示するもの	全9台	2 以内	令和8年4月1日~同11 年3月31日までの3年間	飲料、アイ ス等、別 紙2-1/		財団が負 担

自動販売機の種類と営業者数

五福公園

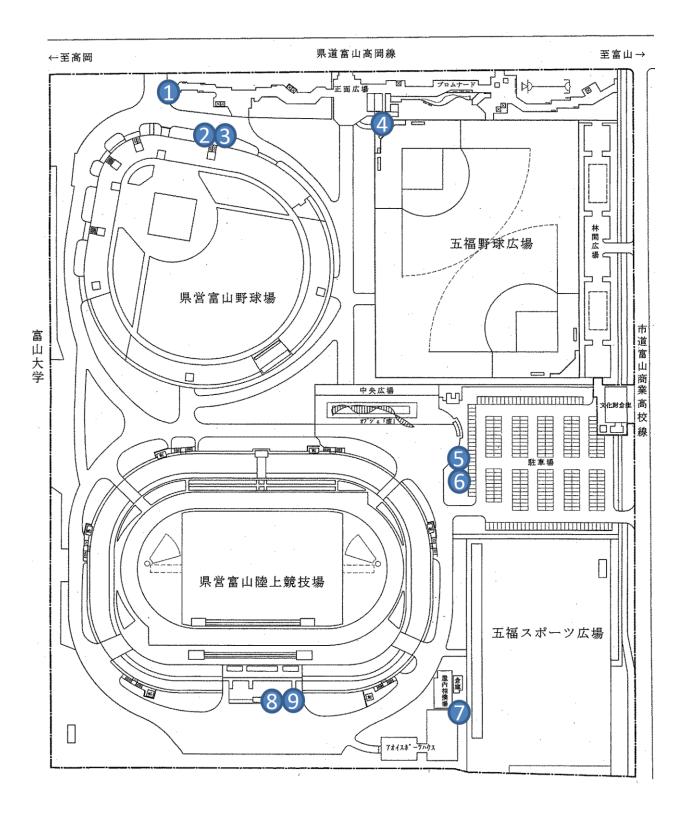
	缶又は缶+ペット	アイス	小計
野球場A	1		1
野球場B	2		1
野球場C	3		1
野球広場	4		1
中央広場A	5		1
中央広場B		6	1
スポーツ広場	7		1
陸上競技場A	8		1
陸上競技場B	9		1
小計	8	1	9

※①は、災害対応型自販機

募集グループと営業者数 全台で2グループ

Aグループ
Bグループ

五福公園自販機位置図



別紙3

自動販売機仕様書

1 機器設置の条件

- (1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであり、年間消費電力が1台当たり概ね1,000kwh 未満のものであること。
- (2)災害対応型自動販売機については、災害の発生又は発生するおそれがある場合において、 各種警報・避難指示の発令、避難所開設指示等が行われた場合に自販機内のすべての在庫 飲料等を無償で提供すること。また、電気が供給されない状態であっても使用可能な機器 とし、災害対応型自動販売機と明確に表示すること。
- (3) カプセルトイ自動販売機については、上下 2 台×10 列で設置し、キャスター等で容易に 移動できる形態とすること。

2 販売品目の条件

販売価格は、希望小売価格以下の価格とすること。

3 管理方法

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。作業時には制服、名 札等身分を明らかにするものを着用すること。また、商品の賞味期限に十分注意するとと もに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料等の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。
- (3) 回収ボックスに収納された容器は、自社他社製品持ち込み等問わず回収しリサイクルするとともに、回収ボックス周辺の清掃を行うこと。
- (4) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、発注者の指示に従い、利用者等の妨げとならないよう注意すること。
- (5)関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、 遅滞なく手続き等を行うこと。
- (6) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置し、転 倒防止対策を行うこと。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (7) 自動販売機の問い合わせについては、連絡先を明記し、受注者の責任において対応すること。
- (8) 自動販売機が故障した場合は、受注者の負担において遅滞なく修理等を行うこと。
- (9) 自動販売機の故障等により投入した料金が戻らないなどの不具合が発生した場合は、発 注者が利用者に対し料金を立て替え払いし、後日受注者が発注者に返金すること。

4 手数料の納付方法

- (1)銀行振込 【振込先】北陸銀行 小杉支店 普通預金 6006661 公益財団法人富山県民福祉公園 収益事業口座
- (2) 現金支払い:カプセルトイ自動販売機のみ

書式1

令和 年 月 日

公益財団法人富山県民福祉公園 理事長 芝 田 聡 様

住所

会社名

代表者名

売店等営業申請書

私は、県立都市公園等の売店等営業募集に役員名簿(氏名・ふりがな、住所記載)及び別添の必要書類を添えて申請します。また、私は、本件募集要項第3項(応募者の要件)に規定する欠格者ではないことを誓約し、本件募集要項に違う営業をした場合には本件募集要項第8項(その他)に規定する契約の解除について、これを受け容れます。

売店営業内容提示書

1.	販売対応方針(具体的に詳細に記入してください) (1) 苦情処理の基本方針(マニュアル等がある場合は写しを添付してください)
	(2) 商品補充の基本方針
2.	販売品目と販売価格(別紙を添付してもよい)
	実際に自販機に入れる商品(自販機の応募者のみが記載) 令和8年4月に実際に自販機に投入する製品を記載してください。(上記販売リスト表に〇印音をつけて分かるようにしてあってもよい)
4.	停電時の電力供給方法(災害対応型自販機の応募者のみが記載) バッテリー式、ハンドル充電式、ワイヤー式など具体的に記載してください。

手数料料率提示書

		募集項目	自販機番号	手数料率
自動販	五福公園	野球場ABC、野球広場、中央広場A、 スポーツ広場、陸上競技場AB	①、②、③、④、 ⑤、⑦、⑧、⑨	. %
売機	五倍公園 	中央広場B	6	. %

手数料率は小数以下1位まで記載のこと。

申請者名